

## はじめに

- ・日本経済が、デフレから完全に脱却し、GDP600兆円経済に向け、さらに飛躍するためには、税制や規制等の諸改革の政策を総動員してSociety 5.0を実現し、社会全体でイノベーションを起こし、生産性を向上させ、日本企業のグローバル市場における競争力を強化するとともに、経済全体を持続的に発展させていくことが重要。
- ・イノベーションに資する研究開発税制の拡充、労働生産性の向上につながる税務分野におけるデジタル・ガバメントのさらなる推進等が極めて重要。
- ・社会保障制度の持続性の確保、財政健全化の実現の観点から、需要変動の平準化に万全の対応を行った上で、消費税率を確実に引き上げ。
- ・国際課税では、外国子会社合算税制やBEPS勧告の国内法制化について日本企業の国際競争力強化の観点を踏まえた対応が必要。
- ・経済界としても民主導のイノベーションを通じて経済の好循環に引き続き貢献。

## 平成31年度税制改正に関する提言

### 1. Society 5.0 を本格的に実現する税制措置の整備

- ・主要先進国における法人実効税率の引き下げを踏まえ、日本企業の国際競争力をより高めていく観点から、実質的な税負担の軽減を伴うかたちで、法人実効税率について早期に OECD 主要国平均・アジア近隣諸国並みの 25%程度を目指す。

#### (1) 研究開発税制の拡充

- ・わが国として Society 5.0 を本格的に実現するために、研究開発投資の増大は急務の課題。イノベーションに直結する研究開発や、幅広い基礎研究、技術改良研究を強力に推進していくため、研究開発税制を抜本的に拡充する必要。
- ・総額型について控除上限を法人税額の 25%から 30%へと引き上げ。期限切れを迎える控除率 10%～14%の部分について延長・拡充。
- ・総額型の試験研究費割合 10%超の場合の上乗せ措置及び高水準型の延長等。
- ・オープンイノベーション型(OI 型)について大学等との共同研究に関する要件を緩和。研究開発型ベンチャー及び中小企業との共同研究について控除率を引き上げ。その他、ベンチャー支援に係る所要の措置(ベンチャー投資促進税制の延長・拡充、ストックオプション税制の拡充)。
- ・サービス開発に係る研究開発に関し、対象となる範囲を広げるなどして要件を緩和。

#### (2) 税務分野におけるデジタル・ガバメントのさらなる推進等

- ・「行政手続コスト削減のための基本計画」(2018年3月改定)の内容の着実な実現。加えて、連結納税に係る各種手続の緩和、固定資産税の納税通知書・課税明細書等の書式統一・電子化、事業者の実務負担に配慮した個人住民税特徴税額通知(納税義務者用)の電子化については早期に取り組み。
- ・電子帳簿保存法における承認申請やスキャナ保存について、企業内情報のデジタル化の推進及び負担軽減等の観点から見直し。

### 2. 消費税

- ・2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引き上げを確実に実現。
- ・需要平準化の取り組みについて、中小企業等による適正転嫁や小売の既存実務に配慮した制度設計。
- ・自動車(5. 参照)及び住宅(6. 参照)に対し、税制・予算による十分な対策を実施。

### 3. 国際課税の諸課題

#### (1) 外国子会社合算税制の見直し

- ・米国連邦法人税率の引き下げにより、米国に所在する LLC・LPS 等がペーパーカンパニーとして合算課税の対象となるおそれ。日本から米国への投資の維持・増加や日本企業の国際競争力強化の観点から、確実な二重課税の排除を含め、必要な手当てを簡便な方策により実施。経済活動基準の明確化及び部分合算課税等の見直し。

#### (2) BEPS 勧告の国内法制化に関する課題等

- ・利子控除制限: 対象とする利子は実質的に国外関連者に対する支払利子に限るべき。免税配当は EBITDA から除外すべきではない。
- ・所得相応性基準: 後知恵課税の懸念があり、実際に適用する局面は極めて限定すべき。更正期間は維持。
- ・電子経済: 各国・地域によるユニラテラルな課税は避けるべき。OECD/G20 におけるマルチラテラルな解決に期待。

#### (3) 租税条約ネットワークの充実

- ・BEPS 防止措置実施条約と二国間租税条約の適用関係の明確化。
- ・租税条約の締結・改訂の推進、対应的調整規定、仲裁規定の導入。

### 4. 法人課税の諸課題

#### (1) コーポレートガバナンスの強化、事業再編のさらなる促進

- ・指名委員会等設置会社に係る業績連動給与における適正手続要件の緩和。
- ・組織再編税制の見直し。事業の組み換えを行った場合、譲渡益に対する課税の繰り延べ措置を創設することを検討。

#### (2) 投資減税

- ・地域未来投資促進税制・中小企業関連税制の延長・拡充。

#### (3) 地方法人課税改革

- ・償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し。
- ・電力・ガス事業における収入金課税の見直し。

#### (4) 印紙税の廃止・負担軽減

- ・特例措置の延長・拡充(異常危険準備金制度、減耗控除制度、外航船舶に係る特別償却、無電柱化の促進に係る固定資産税の減免措置。)

#### (6) 国土強靱化に資する税制措置の整備

- ・(7) その他 原料用途免税の本則非課税化、投資法人に係る税制措置の整備、留保金課税の見直し。

### 5. 自動車関係諸税

- ・通商問題もあり、需要変動の平準化に止まらない抜本的な改革が必要。
- ・自動車税の税率を国際水準である現行の軽自動車税を起点に引き下げるとともに、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止。
- ・消費税率引き上げに係る需要平準化の対策という観点も踏まえつつ、自動車の取得時の税は、現行の税負担より十分な軽減を図る。自動車税の初年度月割課税の廃止。
- ・期限切れとなるエコカー減税、グリーン化特例の租税特別措置についても、技術開発の促進や次世代自動車普及促進の観点から延長。

### 6. 住宅・土地・都市税制

- ・駆け込み・反動減の平準化のため、住宅ローン減税、住宅取得資金等の贈与特例の拡充等を措置(予算措置もあわせて実施)。住宅の購入等に係る安定的な負担軽減策も検討。
- ・都市再生促進税制及び市街地再開発事業等に係る特例の延長・拡充。
- ・住宅取得の負担軽減に係る税制の延長等(住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例、住宅取得支援税制に係る床面積要件の緩和等)。
- ・各種特例措置の延長等(土地の売買等に係る登録免許税の特例、Jリート等の登録免許税及び不動産取得税の特例等)。

### 7. 環境・エネルギー関係諸税

- ・地球温暖化対策税は廃止を含め抜本的に見直し/炭素税の導入による明示的カーボン・プライシングの強化に反対、石油関係諸税の負担軽減。

### 8. 金融・証券・保険税制

- ・NISA(一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA)の投資可能期間及び非課税保有期間の恒久化及び利便性向上等。
- ・教育資金及び結婚・子育て資金に係る贈与税の特例の延長。
- ・金融所得課税のさらなる一元化。あり方を見直しは慎重に検討。
- ・生命保険料控除制度の拡充、上場株式等の相続税評価額の見直し。

### 9. 年金税制

- ・退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止。